2　第四条第二項から第四項まで並びに第四節（第二十一条第一項、第二十二条、第二十三条第一項、第二十七条、第三十二条及び第四十三条を除く。）並びに第四十四条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第三十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する次条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第二十一条第二項」と、第二十五条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する次条第一項」と、第二十六条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第四十四条第三項」と、第三十条第一項中「第二十六条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第二十六条」と、第三十一条中「第三十五条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第三十五条」と、第四十七条第一項第二号中「第四十四条第三項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第四十四条第三項」と、第四十七条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十八条第二項」と読み替えるものとする。

第四章　生活介護

（従業者の員数）

第七十八条　（略）

一　（略）

二　看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第九章、第十章及び第十八章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

イ～ニ　（略）

三　（略）

2～7　（略）

（職場への定着のための支援の実施）

第八十五条の二　指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第五節　共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準）

第九十三条の二　生活介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型生活介護」という。）の事業を行う指定児童発達支援事業者（指定通所支援基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一　指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。第二百十五条において同じ。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。第二百十五条において同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）の従業者の員数が当該指定

2　第四条第二項から第四項まで並びに前節（第二十一条第一項、第二十二条、第二十三条第一項、第二十七条、第三十二条及び第四十三条を除く。）並びに第四十四条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第三十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する次条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第二十一条第二項」と、第二十五条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する次条第一項」と、第二十六条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第四十四条第三項」と、第三十条第一項中「第二十六条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第二十六条」と、第三十一条中「第三十五条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第三十五条」と、第四十七条第一項第二号中「第四十四条第三項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第四十四条第三項」と、第四十七条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十八条第二項」と読み替えるものとする。

第四章　生活介護

（従業者の員数）

第七十八条　指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一　（略）

二　看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第九章、第十章及び第十七章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

イ～ニ　（略）

三　（略）

2～7　（略）

（新設）

（新設）